

# 令和8年度 河津町プレミアム商品券 発行概要について

－河津町物価高騰対応重点支援事業－

## 1. 事業概要

物価高騰の影響を受けている町内事業者の活性化を図るため、河津町より補助を受け、河津町内のみで利用可能な50%プレミアムを付加した期間限定商品券を発行・販売する事業を実施します。

## 2. 商品券の発行概要

(1) 商品券名 河津町プレミアム商品券

(2) 発行総額 65,000,000円 (出回り金額:97,500,000円)

(3) 発行内容 1冊500円券×30枚綴=15,000円分を10,000円で販売  
**(共通券:15枚 + 地域券:15枚)**

・「共通券」… 登録頂いた全商工会員事業所で利用可能  
非会員で申込みのあった町内店舗事業所

・「地域券」… 個人 全登録店  
法人 河津町内に法人登記がある店舗、河津町温泉旅館組合加盟店  
(町外に法人登記がある事業所は、共通券のみとなります)

(4) 登録料

河津町商工会員 無料

非会員 法人:50,000円(税込)、個人:10,000円(税込)

(5) 発行冊数 **6,500冊 50%プレミアム**

(6) 購入対象者 河津町内在住世帯 世帯主名

(7) 購入限度額 **1世帯 50,000円まで(5冊)**

(8) 使用期間 **令和8年6月11日(木)～令和8年12月10日(木)まで**

## 3. 商品券の販売

(1) 販売方法 事前予約販売方式

- 〔 A. スマホ・携帯予約申込フォーム(QRコード読み込み) 「先行予約」  
B. 店舗・商工会での予約受付

※町民等への告知

広報かわづ、商工会および河津町のホームページ、チラシ折込等によりPR

#### ◆A. スマホ・携帯予約申込フォームでの先行予約 (5/25~5/27)

- ・QRコードから専用サイトにて予約を行う。(役場のサイトを利用)  
購入の際に持参できるスマートフォン等での予約
- ・予約枠：3, 250万円 ※発行予定額の50%
- ・予約受付期間：5月25日(月)9:00~5月27日(水)17:00まで  
予約枠に達した時点で締切  
予約枠に達しない場合は、店舗・商工会受付枠へ振替  
電話での問い合わせ窓口を設置

#### ◆B. 店舗・商工会での予約受付 (6/1~6/4)

- ・予約枠：3, 250万円
- ・予約受付場所：たけうち洋品店(湯ヶ野)、谷水屋商店(田中)、港月堂(峰)、  
カミヤ洋品店・河津町商工会(浜) 5ヶ所で受付
- ・予約受付期間：6月1日(月)~6月4日(木)までの4日間  
※電話予約不可、1世帯分のみ預かり可、複数店舗での予約不可  
※予約枠に達した時点で締め切ります。  
※期間中に予約枠に達しない場合  
6月5日(金)・8日(月)・9日(火)の3日間 商工会のみで予約受付9:00~17:00
- ・注意点  
購入にあたっては、世帯主又は家族の方となります。諸事情により、別世帯主の購入を依頼された場合、**1世帯分(1枚)1回のみ預かり可能です。**

**予約店舗を複数に分けての予約申込や、スマホ・携帯による先行予約と店舗予約での重複申込はできません。**

※商工会は、スマホによる先行予約と店舗による予約のデータベース化により、重複者をチェックしていきます。

#### (2) 商品券の購入

##### **・場所：河津町商工会 6月10日(水)~6月12日(金) 3日間**

(スマホ・携帯による予約)

- ・予約したスマートフォンを持参し、受信メールから受付No.を確認し、商品券と交換します。 ※予約完了画面のスクリーンショットでは受付できません

(店舗・商工会での予約)

- ・予約店舗で発行する「引換券」を持参し、商品券と交換します。

(直接販売)

- ・6月9日終了時点で、枠が残っている場合は、6月10日(水)より直接販売を行います。 場所：河津町商工会 完売するまで 9:00~17:00(昼休みあり)

#### 4. 利用上の注意事項

- (1) ビール券・図書券・商品券など換金性の高い商品、広域的に流通しうる他市町で使用できる電子マネー等へのチャージ、税金や公共料金の支払いは不可です。
- (2) **「たばこ等」**法令の規定により定価以下での販売が認められていないものも不可です。
- (3) **取扱店自らの事業上の取引（商品などの仕入等）には使用不可となります。**
- (4) 商品券の利用対象外商品については、店頭で明記してください。
- (5) つり銭には対応しません。
- (6) **商品券取扱事業者が、自ら商品券を購入し、自店舗で故意に不正換金することは詐欺罪にあたります。絶対に行わないでください！**  
管理システムを利用し、換金商品券については、購入番号を照合確認しています。

##### <禁止される不正行為の例>

1. 自社購入・自己換金の禁止  
取扱加盟店が、自店舗での換金のみを目的として自ら商品券を購入すること。
2. 第三者を利用した組織的な大量購入  
家族、知人、友人等の名義を借りて、又は本人に購入させ、大量に購入したものを後日、自店舗の売上として分散して換金を行うこと（プレミアム分の不正受給）
3. 架空取引による換金  
商品の販売やサービスの提供実態が無いにも関わらず、商品券のみを受け取り現金化すること。

- (7) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗内の責に帰すると認められる場合は自らで解決をお願いします。
- (8) 現金との引換えは禁止です。

#### 5. 商品券の換金について

##### (1) 換金方法

- ・換金明細・請求書を、商品券を、締切日までに商工会に持参してください。振込指定日に、その額面金額を指定口座に振込します。（随時受付）
- ・受付時間 平日のみ 午前：9:00～11:30、午後：13:00～16:30
- ・締切日 毎月5日・20日（土日祝の場合は、翌営業日） 月2回
- ・振込日 締切日の5営業日後に指定口座へ振込
- ・持参物 所定の「換金明細・請求書」とプレミアム商品券  
※商品券の枚数や振込先、控えの発行手段など記載してお越しく下さい。
- ・**利用済の回収商品券は、買物等などで再利用せず、必ず換金をしてください。**

##### (2) 最終締切日

- ・令和9年1月20日（水） 以降は、換金が出来なくなりますのでご注意ください。

#### 6. 取扱店ポスターの種類

- ①「共通券用」ポスター
- ②「地域券／共通券用」ポスター